

— 業務執行状況報告 —

(一社) 九州貸切バス適正化センター

1. 令和3年度業務状況

- 令和3年4月7日 収支予算・事業計画等の変更ならびに負担金の額及び徴収方法について局長の認可
(511 営業所巡回、1 営業所 44,930 円、1 台 5,060 円)
- 令和3年5月7日 負担金の請求書発送(390 事業者 421 通 48,246,620 円)
- 令和3年5月31日 第1回適正化センター理事会(書面開催)
- 令和3年6月10日 第1回諮問委員会(書面開催)
- 令和3年6月14日 適正化センター通常総会(書面開催)
- 令和3年6月22日 第2回適正化センター理事会(書面開催)
- 令和2年7月7日 理事の改選(原理事→辰巳理事、清水理事→松本理事、岩田理事→中島理事)について局長の認可
- 令和3年7月7日 諮問委員会委員の交替(辰巳氏→吉城氏)について局長の認可
- 令和3年7月20日 第3回適正化センター理事会(書面開催)
- 令和3年7月30日 適正化センター臨時総会(書面開催)
- 令和3年8月20日 第1回目負担金未納督促(19 事業者あて)
- 令和3年8月31日 理事の交替(岩崎理事→萩元理事)について局長の認可
- 令和3年10月11日 第2回目負担金未納督促(12 事業者あて)
※令和4年2月10日現在の未納は5 事業者 342,130 円
- 令和4年3月9日 第4回適正化センター理事会
- 令和4年3月11日 諮問委員会委員の交替(権藤氏→北村氏)について局長の認可
- 令和4年3月16日 第2回諮問委員会
- 令和4年3月24日 収支予算・事業計画ならびに負担金の額及び徴収方法について局長の認可
(497 営業所巡回、1 営業所 47,360 円、1 台 5,500 円)

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

	事業計画			実績		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	181	—	181	175	—	175
佐賀	28	—	28	28	—	28
長崎	64	—	64	64	—	64
熊本	66	—	66	66	—	66
大分	9	26	35	8	26	34
宮崎	44	—	44	42	—	42
鹿児島	93	—	93	89	—	89
合計	485	26	511	472	26	498

※新型コロナウイルス感染防止対策のための緊急事態宣言の発出により、不要不急の外出の自粛や県境をまたぐ移動を防止するため国や県等の指導により令和3年5月6月8月9月等は巡回指導を中止した。

国土交通省からは、計画巡回件数の順守を求められたので9月に一部非対面方式での指導を行った。

実績が事業計画より少ないのは、営業所の休廃止による減少。

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV 車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

- ・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって5段階評価

	A(指摘無し)	A	B	C	D	E	計
福岡	121	53	1	0	0	0	175
佐賀	23	4	1	0	0	0	28
長崎	31	27	6	0	0	0	64
熊本	43	19	4	0	0	0	66
大分	23	10	1	0	0	0	34
宮崎	28	14	0	0	0	0	42
鹿児島	59	25	5	0	0	0	89
合計	328	152	18	0	0	0	498
割合	66%	30%	4%	—	—	—	100%

【参考】

評価分類	分類方法
A	「適」の割合が90%以上
B	「適」の割合が70%以上90%未満
C	「適」の割合が50%以上70%未満
D	「適」の割合が20%以上50%未満
E	「適」の割合が20%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	68
運送引受書の作成、交付、保存	39
特定の運転者に対する特別な指導	33
所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	26
点呼の実施及び記録、保存	25
整備管理者研修の受講	25
運行指示書の作成、指示、携行、保存	24
定期点検整備及び点検整備記録簿	22
乗務員台帳の作成、保存	18
届出運賃の適正な収受	18

※1 すべての項目に対する指摘件数は別紙のとおり

4. 運輸局との連携

- これまでは、毎月センターと運輸局との連絡会議を開催していたが、本年度は新型コロナウイルス感染防止対策のためメールおよび電話連絡等により、巡回指導結果の共有、意見交換、質疑等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。

- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

5. 特記事項

- 新型コロナウイルス感染防止対策

当センター職員が巡回指導に行く際のガイドラインを定め、安全対策を遵守し実施している。指導員全員の新型コロナワクチンの接種及び定期的なPCR検査を行っている。

- 負担金未納付事業者に係る運輸局への報告

当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者については、運輸局に報告を行った。

- 全国貸切バス適正化機関連絡会議

令和3年11月15日にオンラインによる開催となった。
会議においては、各適正化機関より今年度の進捗状況、今後の巡回指導の方法、負担金納付、適正化機関の体制整備等についての報告を行い、意見交換、問題の共有や認識の統一を図った。

- 適正化指導員の研修等

九州運輸局主催による、適正化指導員研修

委託先である大分県バス協会の指導員に対する研修（2名）

委託予定の長崎県バス協会の指導員に対する研修（2名）